

新型コロナウイルスの対応について（第 32 報）

2021 年 6 月 18 日

「緊急事態宣言」解除および、「まん延防止等重点措置」移行等について

政府は 6 月 17 日、北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島および、福岡に出されている「緊急事態宣言」を、6 月 20 日をもって解除し、北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫および、福岡については 7 月 11 日を期限として「まん延防止等重点措置」に移行することを決定しました。また、沖縄県の「緊急事態宣言」の期限も同日まで延長されました。

当社は今回の決定を受け、岡山支店の在宅勤務は 6 月 20 日をもって解除します。また、本社、東京地区および、札幌支店の業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 7 月 11 日まで延長します。

【現在、在宅勤務実施中の地区】

- ・名古屋本社 7 月 11 日まで
- ・東京地区 7 月 11 日 〃
- ・札幌支店 7 月 11 日 〃

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。